

令和3年1月15日

保護者各位

豊能町教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する感染防止対策の徹底について

時下、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が広がりつつあり、大阪府でも新型コロナウイルス感染症対策として「大阪モデル」が「レッドステージ2」へと移行し、国から「緊急事態宣言」が発出されました。府民の方々にできる限り不要不急の外出・移動を自粛されるよう要請が出ているところです。

そこで、本町も大阪府の対応に基づき、不要不急の外出・移動を自粛されるよう呼び掛けているところです。また、皆様の健康に留意しつつ円滑な学校運営を推進するため、下記のと通りの対応をしていただきますようお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、「新しい生活様式」の実践を

お願いします。(別紙参照)

- ①「3つの密」を避ける ②間隔は出来るだけ2m ③マスクの着用
④手洗いの徹底 ⑤新しい働き方 ⑥「大阪コロナ追跡システム」の登録・利用

2. 新型コロナウイルス感染症に感染した場合や疑いのある場合の対応について

1) 児童生徒が

①新型コロナウイルスに感染した場合	⇒	池田保健所(☎072-751-2990)にご家族の方が連絡し、指示をお持ちください。池田保健所から指示された自宅等への待機期間を学校に連絡してください。
②濃厚接触者に認定された場合	⇒	池田保健所から指示された自宅待機期間を学校に連絡してください。
③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合(念のための検査を含む)	⇒	結果が判明するまでの期間が自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。
④風邪の諸症状やそれに伴う発熱があった場合	⇒	風邪の諸症状が治まるか解熱するまでの期間が自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。

⑤発熱はないが、味覚障害や倦怠感等、新型コロナウイルス感染症の症状が疑われる場合	⇒	登校を控え自宅待機とした上で、かかりつけ医等にご相談ください。相談先がない場合は「新型コロナウイルス受信相談センター」(☎06-7166-9911)にお問い合わせください。その後、回答内容と状況について学校に連絡してください。
--	---	---

2) 児童生徒と同居する家族等が

①新型コロナウイルスに感染した場合	⇒	池田保健所に連絡し、指示をお待ちください。池田保健所から児童生徒に対し濃厚接触者として指示された自宅等への待機期間を、学校に連絡してください。
②濃厚接触者に認定された場合	⇒	池田保健所から濃厚接触者のご家族等に指示された自宅待機期間が、児童生徒の自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。
③医師や保健所の指示でPCR検査を受けた場合(念のための検査を含む)	⇒	家族等の検査結果が判明するまでの期間が、児童生徒の自宅待機期間となりますので、その期間を学校に連絡してください。

※上記に関わらず、お子様やご家族の健康状態に変化があった場合は、速やかに学校へ連絡してください。

◆新型コロナウイルス感染症に関する人権への配慮について

～不当な差別や偏見をなくしましょう！～

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者等に対する誤解や偏見に基づく差別を行うことは許されません。公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう。

◆新型コロナウイルス感染症に関する心のケアについて

新型コロナウイルスの感染拡大により、不安やストレスを感じておられる方に大阪府では、相談窓口や対処法などの情報を提供しています。

◎新型コロナ こころのフリーダイヤル

0120-017-556

(受付時間：毎日 午前9時30分～午後5時)

【問い合わせ先】

豊能町教育委員会こども未来部義務教育課

☎072-739-3427

E-mail : gimukyoku@town.toyono.osaka.jp